

地方独立行政法人福岡市立病院機構院長給与規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）において、院長の職にある職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 院長の給与は、基本年俸及び手当とする。

2 基本年俸は、地方独立行政法人福岡市立病院機構職員就業規則第 35 条の規定により定められる勤務時間による勤務に対し支給する。

3 手当は、地域手当及び退職手当とする。

(重複給与の禁止)

第 3 条 院長が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本年俸)

第 4 条 院長の基本年俸は、次のとおりとする。

基本年俸額	
月例年俸額	業績年俸額
11, 892, 000 円	4, 102, 000 円

2 法人の常勤の役員を兼ねる院長については、地方独立行政法人福岡市立病院機構役員報酬等規程第 3 条に規定する常勤の役員の給料月額に、次に定める率及び 12 を乗じて得た額を前項に定める月例年俸額に加算する。

(1) 理事長 100 分の 20

(2) 副理事長 100 分の 10

(3) 理事 100 分の 5

3 業績年俸額を定めるにあたっては、次のとおりとする。

(1) 第 1 項の業績年俸額に、地域手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(2) 地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会が行う業績の評価の結果、及び院長としての業務に対する貢献度等（以下「業績評価の結果等」という。）を総合的に勘案するものとし、前号に定める業績年俸額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(地域手当)

第5条 地域手当の支給については、地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例による。

(退職手当)

第6条 退職手当の支給については、職員の例による。

- 2 退職手当の額を定めるにあたっては、業績評価の結果等を総合的に勘案するものとし、前項に定める退職手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月29日改正）

この規程は、平成22年7月29日から施行する。ただし、改正後の地方独立行政法人福岡市立病院機構院長給与規程は、平成22年6月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(給与の支給に関する特例措置)

- 2 平成25年7月分から平成26年3月分までの院長の月例年俸額の支給に当たっては、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額から、同項に掲げる額に100分の9.5を乗じて得た額を減ずる。
- 3 特例期間においては、本規程に基づき支給される地域手当の支給に当たっては、院長が受けるべき地域手当の額から、月例年俸額に対する地域手当の月額に前項に定める率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程による改正後の本規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。